

札幌商工会議所会議室インターネット利用規定

2022（令和4）年 10月

（目的）

第1条 この規定は、札幌商工会議所（以下「当所」という。）の会議室に整備したインターネット回線（以下「LAN回線」という。）の利用に関する必要事項を定めるものとする。

（規定の範囲及び変更）

第2条 この規定は、当所及び会議室使用者でLAN回線の利用者に適用する。

2 当所が別途規定する個別規定及び当所が随時、利用者に対して通知する追加規定、この規定の一部を構成するこの規定と個別規定及び追加規定が異なる場合には、個別規定及び追加規定が優先するものとする。

3 当所は利用者の承諾を得ることなく、この規定を変更することができる。

（利用手順）

第3条 LAN回線の利用希望者は当所に利用申請を行い、当所の承認を経たのちインターネットに接続できる。

（場所及び時間）

第4条 利用場所及び時間は下記の通りとする。

会議室	3階	特別会議室B
	7階	第5会議室
	8階	第3会議室、（第2会議室と第4会議室は無線LAN回線のみ）
		Aホール、Bホール

利用時間 （原則）9時から17時

（利用者の資格）

第5条 当会議室利用者に限る。

（利用者が準備するもの）

第6条 LAN回線を利用する場合、つぎの必要品を準備するものとする。

（1）パソコン（バッテリー、電源延長コード等は利用者で準備すること）

（2）札幌インターネット回線接続設定通知（当所発行のもの）

※有線LAN回線を使用の場合は、1次回線1回線のみ付帯し、それ以降は利用者で準備すること。

（利用の手続き）

第7条 利用希望者は、会議室使用申込時にLAN回線の利用申請をするものとする。

2 会議室利用当日の利用申請は、原則受け付けないものとする。

（利用の承認）

第8条 当所はLAN回線利用申請を精査したのち、これを承認するものとする。

（利用の停止・取消）

第9条 利用者が次の項目に該当する場合、当所は事前に通知することなく当該利用者の利用を停止又は取消しすることができる。

（1）第10条で禁止している事項に該当するとき。

（2）本規定に違反したとき。

（3）その他当所が不適切と判断したとき。

（禁止事項）

第10条 利用者は次に掲げる行為をしてはならない。

（1）他の利用者もしくは第三者に当所の著作権、権利を侵害、又はそのおそれのある行為。

- (2) 他の利用者もしくは第三者に当所の財産、プライバシーの侵害、又はそのおそれのある行為。
- (3) 上記(1)(2)のほか、当所もしくは他の利用者に不利益・損害を与える、又はそのおそれがある行為。
- (4) 他の利用者、第三者もしくは当所を誹謗中傷する行為。
- (5) 公序良俗に反する、又はそのおそれがある行為もしくは公序良俗に反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為。
- (6) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付くおそれのある行為。
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為。
- (8) 性風俗、宗教に関する活動。
- (9) コンピュータウイルスを含む有害プログラム等をLAN回線を通じて提供する行為。
- (10) 通信販売、連鎖販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量のメールを送信すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反もしくはそのおそれのある行為。
- (12) 前項に該当する利用者の行為によって当所、他の利用者及び第三者に損害が生じた場合、利用者が利用資格を喪失した後であっても、すべての法的責任及び損害に係わる費用を負うものとし、当所は一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第11条 次の事項に該当する場合、LAN回線の運用を中止できるものとする。

- (1) システムの保守、又は工事を定期的または緊急に行う場合。
 - (2) 戦争、暴動、地震、洪水、火災その他の非常事態により運用ができない場合。
 - (3) ネットワークの障害等やむを得ない理由がある場合。
 - (4) その他当所が運用上、中断が必要と判断した場合。
- 2 運用の中止などの発生により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず当所は一切の責めを負わないものとする。

(免責)

第12条 当所は、LAN回線利用サービスの内容並びに利用者がそれを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わないものとする。

- 2 LAN回線利用のサービス提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、またはサービスを通じて登録、提供もしくは収集された利用者の情報消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他利用者の損害について、当所は一切の責任を負わない。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず当該利用者がその費用を負担するものとする。
- 4 LAN回線への接続に係る機器設定は、利用者が行うものとする。
デバイス、OS、ソフト等によって、利用できない場合があっても当所は、一切の責任を負わない。
- 5 利用者が当LAN回線を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当所は一切の責任を負わないものとする。
- 6 当所は、LAN回線サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録したり、特定Webサイトへの接続を制限したりできるものとする。

(協議)

第13条 LAN回線使用に関連して、利用者とは当所との間で紛争が生じた場合は、双方がともに誠意をもって協議解決するものとし、解決しない場合は札幌地方裁判所を第一審の専属裁判所とする。

「札商無線LAN(インターネット)」利用にあたっての留意事項とお願い

1. 利用申込の手続きについて

当所LANの利用は館内会議室等利用者に限定しております。会場利用の申込と併せて所定の「インターネット利用申込書」を事務局(管理課)まで提出をお願い致します。

尚、利用者へは申込書を確認の上、LAN接続WEPキー(アクセス暗証番号)をお渡しします。

2. 当所無線LAN(インターネット)の接続方法について

(1) 当所LANへのアクセス操作並びにパソコンの環境設定、無線LANカードのインストール操作は、利用者各自が行って下さい。

(2) LANへの接続は事前に承認を受けた会議室のみとなります。

(3) インターネット有料サイトへの接続は禁止しています。利用が確認された場合は、アクセス履歴に基づき料金を請求させて頂くことになります。

3. セキュリティ対策について

(1) 当所無線LANの運用に際しては、WEPキー(暗証番号)設定、随時変更によるセキュリティ対策を講じておりますが利用者各自においても「ウィルスバスター」等での対策をお願いします。

(2) 当所LANの利用により万が一損害が生じた場合、その一切の責任は負いかねますので予めご了承下さい。

4. 利用後の対応

LAN(インターネット)へのアクセス終了後は、事務局(管理課)までご連絡下さい。

尚、土・日・祝祭日は警備室、又は機械室までご連絡下さい。

5. その他

(1) パソコンなど付属機器・LANカードの貸出は行っておりません。

(2) その他利用にあたっては、「インターネット利用規定」をお読み下さい。

(3) 土・日・祝祭日及び夜間(17:30以降)の利用にあたっては、機器操作関係の問合せは一切できないこととなりますので、事前に充分打ち合わせ下さい。